

平塚市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める  
条例の改正に伴い、  
本協議会が果たす役割について

# 平塚市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の改正概要について

## 1 改正趣旨

全国的に、地域包括支援センターの職員（3職種）の人材確保が困難となっている状況を踏まえ、「介護保険法施行規則」が改正され、令和6年4月1日に施行されたことに伴い、平塚市でも、「地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例」を一部改正し、地域包括支援センターの職員の配置基準について緩和を行います。

## 2 改正のポイント

これまでの配置基準を原則とした上で

- 本協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法（非常勤職員を常勤職員が勤務すべき時間数に換算して配置する）により職員配置を可能とする。
- 本協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認める場合は、複数のセンターが担当する区域を一つの区域とみなして、各センターに3職種のうち2職種以上を配置すれば、配置基準を満たすものとする。

## 3 施行日 公布の日

## 地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について

| 1<br>実施<br>要綱 | 2<br>ガイド<br>ライン | 3<br>ケアマネ<br>ジメント | 4<br>包括<br>センター |
|---------------|-----------------|-------------------|-----------------|
| ○             |                 |                   | ○               |

### 「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

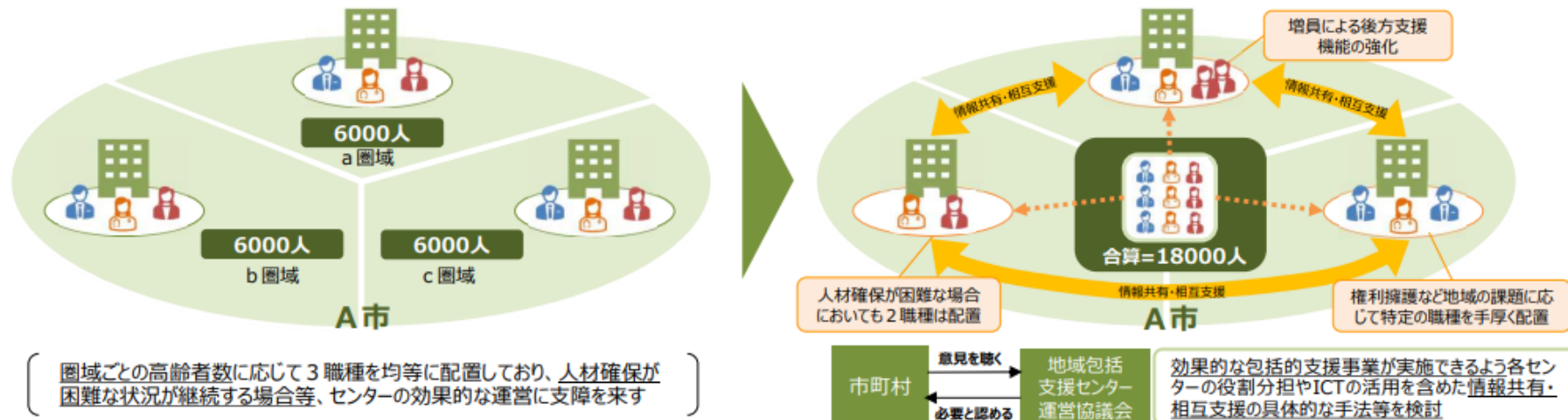
- センターの職員配置については、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種（保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者）の配置は原則としつつ、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、**複数拠点で合算して3職種を配置**することや、「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」の「**準ずる者**」の**範囲の適切な設定**など、柔軟な職員配置を進めることが適当である。

（参考）「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月22日閣議決定） 4【厚生労働省】(30)介護保険法  
(viii) 地域包括支援センター（115条の46第1項）における保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の配置について、地域の実情に応じ、一定の条件を満たす場合には、柔軟な職員配置を可能とすることについて検討し、令和6年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

### 介護保険法施行規則の改正

現行の配置基準は存置しつつ、**市町村の判断により、複数圏域の高齢者数を合算し、3職種を地域の実情に応じて配置することを可能とする**

注）市町村の事務負担に配慮し、本改正に伴う条例改正について1年の猶予期間を設ける。



- このほか、人材確保が困難となっている現状等を踏まえ、センターの職員配置について以下の対応を実施
- ・ センターに置くべき常勤の職員について、運営協議会で必要と認める場合は、常勤換算方法によることができることとする（介護保険法施行規則の改正）
  - ・ 主任介護支援専門員に準ずる者として、「地域包括支援センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事（専任か否かは問わない。）した期間が通算5年以上である者」を追加（通知改正）